

発議案第 4 号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
廃止等を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 26 日

提出者	盛岡市議会議員	櫻	裕	子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	努
〃	〃	山	崎	智 樹
〃	〃	縄	手	豊 子
〃	〃	中	村	雅 幸
〃	〃	千	葉	伸 行
〃	〃	天	沼	久 純
〃	〃	大	畑	正 二
〃	〃	佐	藤	尚 弘
〃	〃	後	藤	百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置 法廃止等を求める意見書

今、学校現場では、いじめや不登校などの問題が増えており、子どもたちの学びが大きな危機に直面しています。子どもたちの学びを保障するためには、教育職員の子どもと関わる時間と教育職員数を確保することが必要です。

ところが、子どもと関わる時間と教育職員数を確保するために進められてきた学校の働き方改革は、遅々として進んでいません。その原因の一つとして挙げられているのが、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）です。

給特法では、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき「時間外勤務手当や休日勤務手当は、支給しない」としています。その代替に教職調整額を定め、給料とみなして給料月額の4%を支給しています。

また、時間外勤務を命じるときは「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」とから、日常的に行われる時間外勤務や休日勤務に対する手当はありません。実際の学校では、子どもの登校時間から保護者の帰宅時間を待っての家庭連絡など、時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されない時間外勤務が積み重なっています。

子どもたちの学びを保障するためには、教職調整額の増額ではなく、教育職員の子どもと関わる時間の確保と教育職員数の確保が必要です。

よって国においては、教育職員が一人一人の子どもと十分に向き合える時間を確保し、子どもたちの学びを保障するために、次の措置が講じられるよう強く要望します。

記

- 1 給特法を廃止し、時間外勤務手当を支給すること。
- 2 子どもと関わる時間の確保のため、教育職員の働き方改革について具体的対策を示すこと。
- 3 教育職員数の確保のため、具体的方策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年3月26日

盛岡市議会